

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当番号)	担当局	担当
令和5年 11月8日	令和5年 11月16日	大阪市役所内で、大声さえ出さなければ、他の来庁者に対して、何をしても良いとしている根拠がわかるもの（市政改革室所管分）	不存在		号 市政改革室	行政改革担 当
令和5年 11月10日	令和5年 11月16日	市民の声や情報公開で根拠も示せないで、説明にもならない事（つくり話）を公務としているのはなぜかわかる文書 （市政改革室所管分）	不存在		号 市政改革室	行政改革担 当
令和5年 11月16日	令和5年 11月30日	10月25日に以下の内容で公開請求を行いました。 以下の内容で公開請求を行いました。 東成区役所の審査会期間通知書(令和5年7月25日付大東成総第66号)には、「審査請求に係る公開決定等の理由」として次の通り記載されています。 日本学術会議の提議があり、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識しているが、当区における区民アンケートによって取得したデータについては、区民の範囲として標本を集計しているわけではなく、最初の数字を起点として、実施している場数が揃っていないが、それに付随させていくかを基母数としているので、施策・事業を進めるうえで総合的な判断を行う際に活用することを希望している。とって、当該内容を説明した文書を公開する。 1. 区民アンケートの結果数値の増減に意味があるとする根拠が示された文書を公開してください。経年比較ができ、「施策が進んでいるか」の判断ができるものであるとする根拠が示された文書です。 2. 運営方針における区民アンケートの結果データの使われ方は、単純に目標値との大小比較が行われ、目標値に達したか、近づいたかなどの判断が行われているだけであり、「施策・事業を進めるうえで総合的な判断を行う際に活用」などの説明とは著しく乖離したものですが、このように区民アンケートの結果数値の増減により、運営方針に定められた「めざす状態」に近づいたのかどうか判断できるとする根拠が示された文書を公開してください。 これに対し、令和5年10月20日付大東成総第66号で「令和4年度の『運営方針の手引き』及び『運営方針自己評価要綱』が対象文書として特定されました。 運営方針自己評価要綱には次の記載があります。 【アウトカム指標の達成状況】 目標の最終年度でない場合、原則として、アウトカム指標の達成状況は、目標値と前年度数値（無ければゼロとみなす）から縦形にみたときに、数値が上方にあれば「A」、そうでなければ「B」と記入すること。 運営方針の手引きでは、アウトカム指標は「その状態(めざす状態)を客観的に測定できるよう数値化した指標」と定義されています。 また、「マーケティングリサーチの手引き」には次の記載があります。 ・各年度の数値を定量的に記録し、「めざす状態」にどの程度近づいているのかを定期的にチェックしないと、やっている事が正しいかどうか判断できません。 ・そのためには、客観的にチェックできる、数値化した【アウトカム】が必要になります。 これから運営方針自己評価要綱に記載されている「A」、「B」については、めざす状態に近づいているかどうかという判断であると認められます。 区民アンケートの結果数値が「縦形に見たときに上にあるか下にあるか」で、東成区民の状態が判断できるとする根拠が示された文書を公開してください。 これに対して東成区役所は不存在による非公開決定(令和5年11月8日大東成総第66号)を行いました。 運営方針自己評価要綱には次の記載があります。 ②2アウトカム（成果）指標 記載例 区民セニターアンケートで「・・・」と回答した割合・区民セニターアンケートで「・・・」と回答した割合○年度末までに□％以上 東成区役所はこの記載や運営方針自己評価要綱に基づいて事務を行っているだけで、これら運営方針関係文書の記載の根拠を保有しているはずがありません。 これら根拠は市政改革室が保有しているものと認められます。 「区民セニターアンケート」の結果数値が「縦形に見たときに上にあるか下にあるか」で、区民の状態が判断できるとする根拠が示された文書を公開してください。	不存在		号 市政改革室	改革プラン 推進担当
令和5年 11月22日	令和5年 11月29日	大阪市職員が働く庁舎が暴力団ばい人（おどしてくる人）や酒のみ場になっているのわかるもの（市政改革室所管分）	不存在		号 市政改革室	行政改革担 当
					号	
					号	
					号	
					号	